

長野市告示第 507号

長野市市税条例及び長野市都市計画税条例の一部を改正する条例（令和2年長野市条例第25号）第2条の規定による改正後の長野市市税条例（昭和42年長野市条例第2号）附則第49条に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和2年政令第160号）第3条第1項の規定により文部科学大臣が指定した行事とします。

令和2年10月6日

長野市長 加藤久雄